

第1回 旭川市観光振興のための 新たな観光財源に関する検討部会

資料：新たな観光財源に関する検討について

令和5年10月20日（金）

新たな観光財源の必要性について

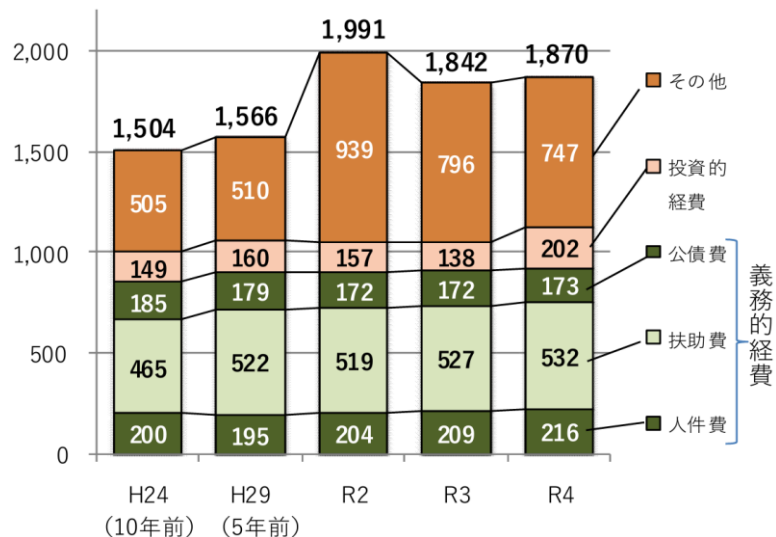
- 旭川市の財政状況について
- 旭川市の観光についての現状
- 旭川観光基本方針について
- 旭川市の観光事業費と今年度の取組

旭川市の財政状況について①

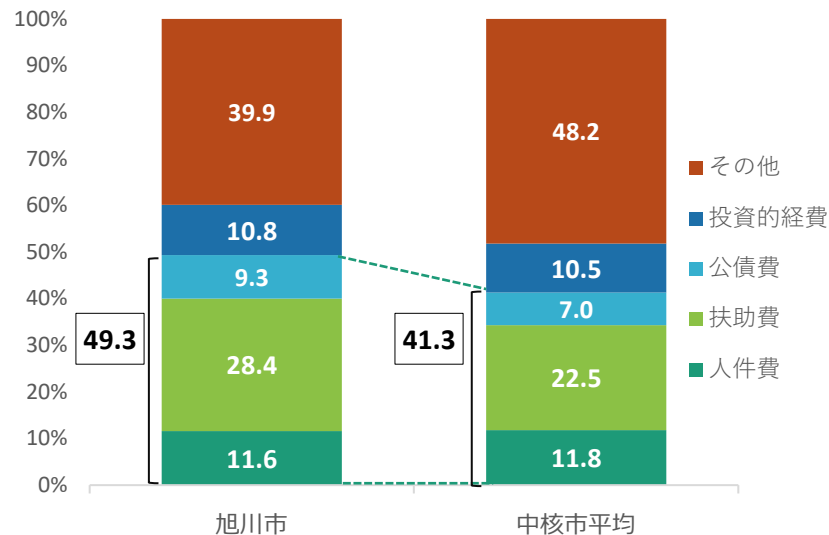
●歳出の状況

歳出決算（性質別）の推移（一般会計）

（億円）



性質別中核市平均との比較（割合）



義務的経費（人件費，扶助費及び公債費）の歳出に占める割合が高いと，市が独自に実施する事業に充てることのできる財源が少ない



中核市平均と比較しても本市の義務的経費の比率は高く，このまま増加すると市で使い道を自由に決めることのできる財源の余裕がなくなり，その他の行政サービスに影響が生じるおそれがある（財政構造の硬直化）。

旭川市の財政状況について②

●財政力指数

財政を自前の収入でどれくらい賄っているかを表す指標。指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きく、財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

(標準的な税の徴収を行ったという前提のもとに、歳入額を算出したもの)
(標準的な行政サービスを行ったという前提のもとに、歳出額を算出したもの)



令和4年度の本市の指数は0.536となっており、中核市平均の0.776と比較すると低い水準にある

●健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められた地方自治体における財政状況がこの水準にあるのかを示すもので、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの比率で表される。

- ◇ 実質赤字比率： 普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
- ◇ 連結実質赤字比率： 全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合
- ◇ 実質公債費比率： 一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合
- ◇ 将来負担比率： 一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
旭川市	※ △4.67	※ △9.65	8.5	82.0
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

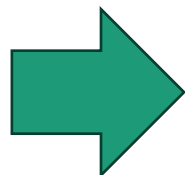
令和4年度決算での各指標は、いずれも基準を超えていない。

旭川市の財政状況について③

●本市の主要財政指標値と全国中核市との比較

指標の種類	本市指標値	中核市 平均値
財政力指数	0.53	0.76
実質公債費比率	8.3	5.56
将来負担比率	81.9	50.8

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、0以下の場合には公表されないため
この比較対象からは除外している

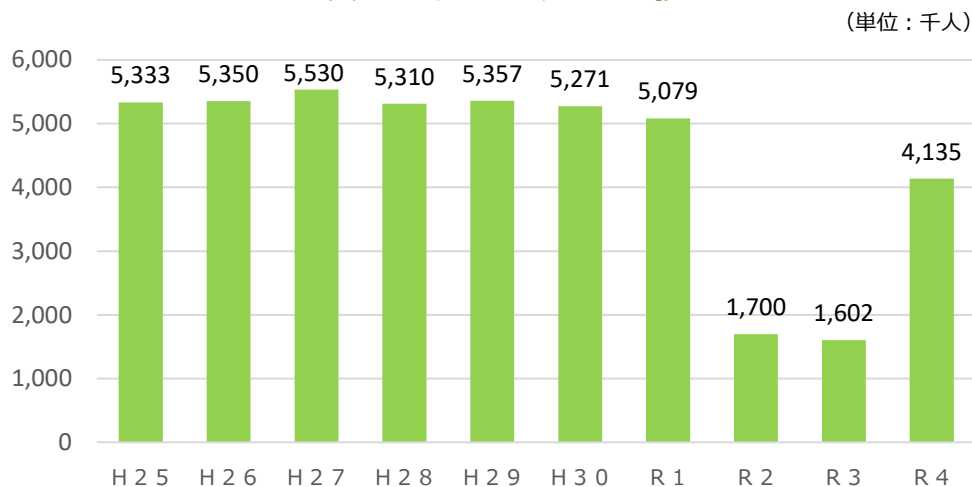


他の中核市の平均と比べると、いずれの指標値も平均値より低い水準にあり、財政状況は厳しい

(出典：総務省「地方財政状況調査関係資料」 ※令和3年度時点の数値)

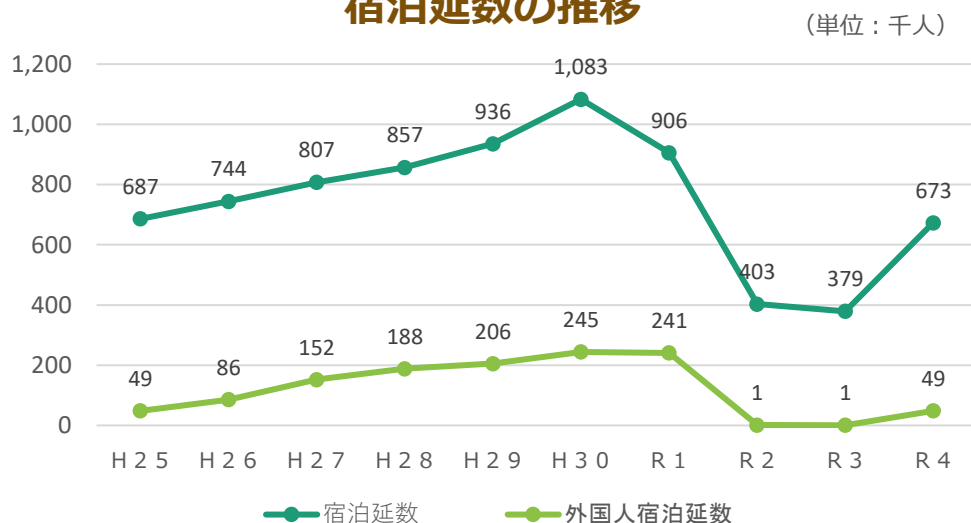
旭川市の観光についての現状①

観光入込客数の推移



●観光入込客数は概ね横ばいで推移してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2・3年度は激減した。令和4年度秋頃からの行動制限等の緩和により観光需要が増加し、令和4年度は令和元年度の8割程度まで回復した。

宿泊延数の推移

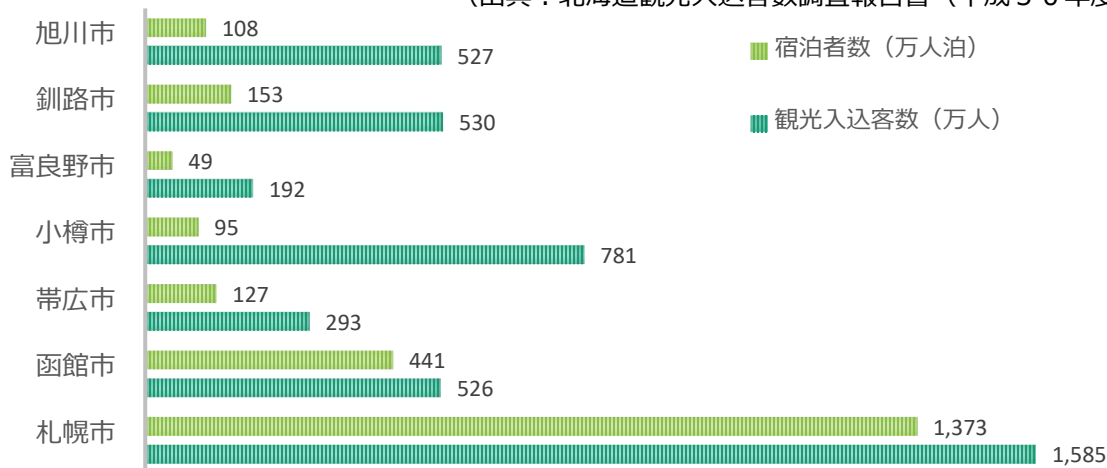


●宿泊延数は新型コロナウイルス感染症が拡大するまでは、国内も外国人も徐々に増加傾向にあり、本市への宿泊を促す取組に効果があったことがうかがえる。

旭川市の観光についての現状②

道内市との入込客数の比較（平成30年度）

（出典：北海道観光入込客数調査報告書（平成30年度））

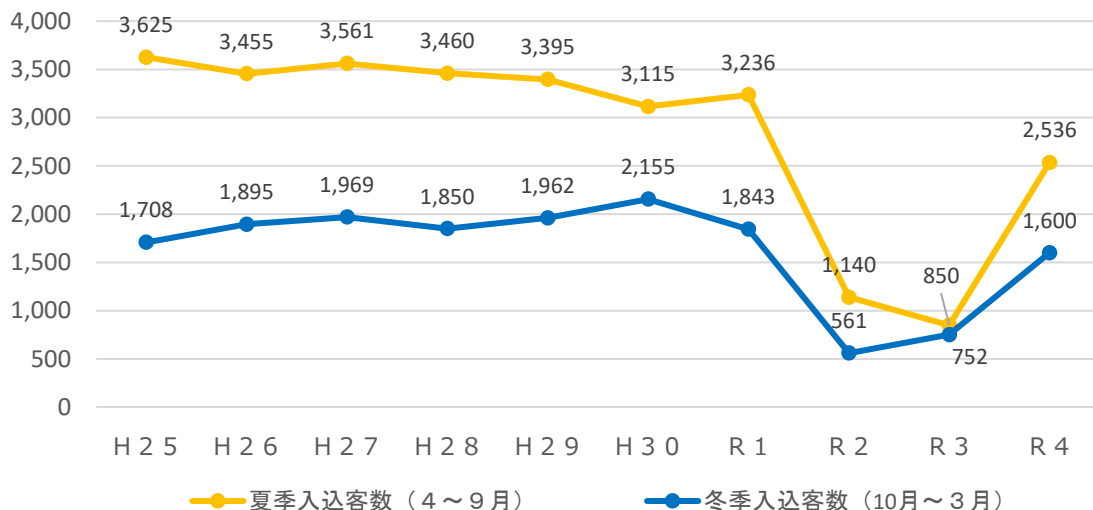


●入込客数の数に対して、宿泊者数が大きく下回っており、本市を訪れる観光客は宿泊をしない「通過型」のスタイルが多い。

●夏季に比べ、冬季の入込客数は落ち込む傾向にあり、季節的偏在がある。

夏季・冬季入込状況の推移

（単位：千人）



これらの課題を解決するため、旭川市内への宿泊につなげる取組や、季節的偏在を解消する取組が特に重要

旭川観光基本方針について①

旭川市の観光の将来像

旭川市が世界中から訪れたいくなる観光地へ

新たな旅行スタイルへの対応	<ul style="list-style-type: none">① 時代のニーズや価値観に素早く対応できる観光地づくりの推進② 安全・安心な観光地づくりの推進
着地型・体験型観光コンテンツの拡充	<ul style="list-style-type: none">① 自然環境や独自の歴史・文化を活かした体験型観光の促進② 夜間、朝のコンテンツ作りの推進③ 産業やデザインによる観光の推進④ スポーツ、合宿と観光の連動⑤ M I C E・教育旅行等の誘致の推進⑥ 各種イベントの活用⑦ フィルムコミッションとの連携
都市機能を備えた旭川を拠点とした広域観光の強化	<ul style="list-style-type: none">① 大雪山を拠点とした関係地域間の連携促進② あさひかわ観光誘致宣伝協議会を中心とした広域観光の強化③ 自然体験・食の魅力を生かした広域観光事業への参画④ 航空路線誘致と連動した観光プロモーション推進

旭川観光基本方針について②

都市機能を備えた旭川を拠点とした広域観光の強化	<ul style="list-style-type: none">⑤ テーマ性を持った観光資源の結び付け⑥ 利便性向上に向けた拠点機能の強化⑦ 道内中核都市連携協議会への参画⑧ 姉妹友好都市の協力による事業展開
「稼ぐ力」の醸成に向けた受入体制整備	<ul style="list-style-type: none">① 観光振興に係る理念等の普及啓発② ブランディングの推進③ 連携・協力の仕組みづくり④ 案内機能等の充実⑤ 二次交通の利便性向上⑥ リスクマネジメント体制の整備⑦ 観光を支える人材の育成・確保
マウンテンシティリゾートの確立	<ul style="list-style-type: none">① スキー環境の充実② スキーヤー・スノーボーダーの利便性向上③ 海外市場への冬季観光プロモーションの展開④ アフタースキーコンテンツの拡充⑤ 通年型観光を推進するための着地型商品の開発

旭川市の観光事業費と今年度の取組①

●観光関連事業費が歳出予算額に占める割合（単位：万円）

	H30	H31	R2	R3	R4	R5
歳出予算額	15,531,000	15,707,000	15,523,000	16,013,000	16,581,000	16,927,000
うち、観光事業費	29,378	24,860	25,360	25,387	25,412	27,251
歳出予算に占める割合	0.19%	0.16%	0.16%	0.16%	0.15%	0.16%

●令和5年度の観光施策概要（単位：千円）

観光ルートの充実・観光の推進

1.観光振興行政費（10,336千円）

観光関連団体への支援や、観光大使の委嘱、神居古潭の環境整備等の経費

2.観光受入体制充実費（1,406千円）

嵐山地域での案内板等の整備や「あさくるパス」事業への補助など、観光客の滞在時間の増大やリピーター創出のため、受入体制の向上を図る

イベントの育成

1.イベント推進費（12,300千円）

北海道音楽大行進、旭川夏まつりなど、本市を代表するイベントへの支援を実施

2.冬季観光滞在促進費(67,375千円)

旭川冬まつりの開催などを通じて、冬の旭川ならではの魅力を広く発信し、課題である冬季の観光客誘致を進め、滞在型観光の推進を図る

旭川市の観光事業費と今年度の取組②

誘致宣伝活動の拡充

1.大雪カムイミントラDMO推進費（84,470千円）

カムイスキーリンクスを拠点としたスノーリゾート地域の構築や、圏域全体の滞在型・通年型観光の促進に向けた事業等を実施する、（一社）大雪カムイミントラDMOに対する支援

2.観光プロモーション推進費（9,803千円）

本市のイメージアップを図り、他自治体とも連携した観光客誘致活動を実施

3.観光情報発信費（4,318千円）

ポスター等の媒体を活用し、本市の観光資源等の情報発信を行う

4.アドベンチャートラベル推進費（8,644千円）

「アドベンチャートラベル・ワールドサミット2023北海道」への参画及び観光コンテンツやコースの造成等によるアドベンチャートラベルの推進

総合観光情報センターの開設

旭川駅及び平和通買物公園に観光情報センターを設置（28,305千円）

フィルムコミッションの推進、コンベンションの誘致

一般社団法人旭川観光コンベンション協会と官民一体の「オール旭川体制」のもとで本市の観光振興を図る
今年度は新たに、学術会議や企業ミーティングの開催支援補助金を創設（45,552千円）

合計

272,509千円

観光財源の確保策について

- 確保に適した手法について
- 導入自治体の現状について
- 北海道の検討状況について
- 新たな観光財源の使途について

確保に適した手法について①

● 地方自治体の主な自主財源

種類	内容	事例	規模	安定性 継続性	受益と負担
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。 【目的税】 特定の費用のために課される税（⇔普通税） 【法定外税】 地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる税	入湯税	対象者の設定により規模の確保は可能	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能
分担金	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの	農地農業用施設 災害復旧事業費 分担金			
負担金	①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者からその事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。 ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。	駅前広場管理費 負担金	受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的	特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保が難しい	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある。
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの	市有施設使用料	施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的	安定的・継続的な確保が可能	
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの。	証明戸籍手数料			
寄附金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの。	ふるさと納税、クラウドファンディング	対象者の設定により規模の確保は可能	善意や協力に基づくため、安定性や継続性の確保が難しい	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない

●入湯税（法定目的税）

1. 課税団体	鉱泉浴場所在の市町村
2. 課税客体	鉱泉浴場における入湯行為
3. 税率	1人1日150円を標準とする
4. 徴収方法	旅館等が特別徴収義務者として、入湯客から入湯税を徴収し、市町村に納入
5. 用途	環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備観光の振興（観光施設の整備を含む）

●旭川市における入湯税の用途

（単位：円）

費用の内容\年度	H29	H30	R1	R2	R3
観光宣伝・観光調査に要した費用 （観光プロモーション推進費のうち あさひかわ観光誘致宣伝協議会負担金）	12,000,000	9,000,000	8,700,000	2,200,000	3,700,000
観光催物に要した費用 （冬季観光滞在促進費のうち旭川冬まつり 開催負担金）	13,451,420	385,279			9,270,000
観光施設の整備に要した費用 （カムイスキーリンクス）		18,805,561	20,356,000	11,966,660	17,939,000
観光催物に要した費用 （イベント推進費のうち夏まつり開催 負担金）					2,307,230
合計	25,451,420	28,190,840	29,056,000	14,166,660	33,216,230

確保に適した手法について②

● 課税対象とする観光行動の比較

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉	関連事業者及び課税補足に係る行政コスト
宿泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の日常利用との区別は一定程度可能 ・捕捉が容易 	他の観光行動と比較すると、関連する事業所数が少なく、行政コストも少ない
入域	市内への入域行為	一般道路等による入域行為の捕捉がほぼ不可能	入域行為の把握、課税に莫大な行政コストがかかる
交通機関利用	交通機関（鉄道、バス、タクシー等）の利用	市民の日常利用との区別が困難	関連する事業所数が多く、行政コストも大きい
駐車場	有料駐車場の利用		
飲食	飲食店での飲食行為		
おみやげ購入	土産品店等での土産品購入		

●全国の法定外税の状況

法定外税の状況

(令和5年4月1日現在)
(令和3年度決算額)
(単位:億円)

令和3年度決算額 634億円 (地方税収額に占める割合 0.15%)

1 法定外普通税 [500億円(20件^(※5))]

[都道府県]		
石油価格調整税	沖縄県	9
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、 静岡県、鹿児島県、宮城県、 新潟県、北海道、石川県	257
核燃料等取扱税	茨城県	12
核燃料物質等取扱税	青森県	194
計	13件	472

[市区町村]

別荘等所有税	熱海市(静岡県)	5
砂利採取税	山北町(神奈川県) R4.4.1失効 ^(※4)	0.05
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.5
使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)、 伊方町(愛媛県)、柏崎市(新潟県)	16
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	5
空港連絡橋利用税	泉佐野市(大阪府)	2
宮島訪問税	廿日市市(広島県) R5.10.1施行予定	—
計	7件 ^(※5)	29

2 法定外目的税 [133億円(45件)]

[都道府県]		
産業廃棄物税等 ^(※1)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、 岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、 山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、 佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、 宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県	69
宿泊税	東京都、大阪府、福岡県	15
乗鞍環境保全税	岐阜県	0.05
計	31件	84

[市区町村]

遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
環境未来税	北九州市(福岡県)	9
使用済核燃料税	玄海町(佐賀県)	4
環境協力税等 ^(※2)	伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、 座間味村(沖縄県)	0.1
開発事業等緑化負担税	箕面市(大阪府)	0.5
宿泊税	京都市(京都府)、金沢市(石川県)、 倶知安町(北海道)、福岡市(福岡県)、 北九州市(福岡県)、長崎市(長崎県) ^(※3)	36
計	14件	49

合計:65件(法定外普通税20件、法定外目的税45件) / 実施団体数:54団体(34都道府県、20市区町村)(重複除き)

※1 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

※2 環境協力税(伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村)、美ら島税(座間味村)など実施団体により名称に差異があるが、地方団体区域への入域を課税客体とするものをまとめてここに掲載している。

※3 長崎市宿泊税(令和5年4月1日施行)は決算額がないため、含んでいない。

※4 山北町砂利採取税は令和4年4月1日をもって失効しているが、令和3年度の徴収実績があるため、掲載している。

※5 上記一覽中、令和5年4月1日現在、条例未施行又は条例失効のものは含んでいない。

※6 端数処理のため、計が一致しない。

導入自治体の現状について（都府県）

東京都

- 平成30年度の宿泊者数
4,616万人泊
- 宿泊税収
16億円（令和4年度）
- 宿泊税の用途
 - ・観光関連事業者の経営力向上への支援
 - ・国内観光の活性化と国内外へのプロモーション
 - ・あらゆる旅行者が快適に滞在できる受入環境の整備
 - ・デジタル技術を活用した観光の推進
 - ・東京ならではの観光資源の磨き上げと新たな観光スタイルの浸透 など

大阪府

- 平成30年度の宿泊者数
3,990万人泊
- 宿泊税収
7.1億円（令和4年度）
- 宿泊税の用途
 - 観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進
 - 1 旅行者への観光案内、情報提供の充実・強化
 - 2 大阪での滞在時間を快適に過ごすための取組み
 - 3 旅行者の安全・安心の確保
 - 魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進
 - 1 魅力溢れる観光資源づくり
 - 2 効果的な誘客促進

福岡県

- 平成30年度の宿泊者数
1,673万人泊
- 宿泊税収
13.1億円（令和4年度）
- 宿泊税の用途
 - (1) 県が主体的に行う施策
 - ・宿泊施設の多言語案内・情報発信、バリアフリー化等に対する支援
 - ・インバウンド向け体験プログラムを含む旅行商品造成支援 など
 - (2) 市町村に対する施策（交付金事業）
 - 市町村が実施する観光振興施策への財政的支援（宿泊税を課す市町村を除く）

導入自治体の現状について（市町村①）

福岡市

- 平成30年度の宿泊者数
826万人泊
- 宿泊税収
10.9億円（令和3年度）
- 宿泊税の用途
 - 1.九州のゲートウェイ都市機能強化
 - 2.大型MICE当の集客拡大への対応
 - 3.地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進
 - 4.宿泊税の賦課徴収に要する経費

北九州市

- 平成30年度の宿泊者数
191万人泊
- 宿泊税収
3.3億円（令和4年度）
- 宿泊税の用途
 - 1.「暮らす人」「訪れる人」がともに楽しめる観光資源の磨き上げ
 - 2.ファン・リピーターづくりのための戦略的プロモーション
 - 3.「訪れる人」の満足度向上に向けた環境整備
 - 4.何度も訪れ、楽しんでもらうための持続可能な観光地づくり
 - 5.その他（システム管理経費など）

長崎市

- 平成30年度の宿泊者数
267万人泊
- 宿泊税収
3.7億円（推計）
- 宿泊税の用途
 - 1.サービス向上・消費拡大
 - 2.情報提供
 - 3.受入環境整備
 - 4.資源磨き
 - 5.緊急時の対応等
 - 6.宿泊税賦課費

導入自治体の現状について（市町村②）

京都市

- 平成30年度の宿泊者数
1,582万人泊
- 宿泊税収
30.5億円（令和4年度）
- 宿泊税の用途
 - 1.市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備
 - 2.京都観光における更なる質・満足度の向上
 - 3.京都ならではの文化振興・美しい景観の保全
 - 4.宿泊税課税・徴収経費

金沢市

- 平成30年度の宿泊者数
331万人泊
- 宿泊税収
7.8億円（令和4年度）
- 宿泊税の用途
 - 1.まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興
 - 2.観光客の受入れ環境の充実
 - 3.市民生活と調和した持続可能な観光の振興
 - 4.徴税経費

倶知安町

- 平成30年度の宿泊者数
128万人泊
- 宿泊税収
2.4億円（令和4年度）
- 宿泊税の用途
 - 1.リゾート地としての質の向上
 - ・ニセコ・羊蹄山の環境保全
 - 2.リゾートタウンとしての魅力の向上
 - ・“観光インフラ”の整備
 - 3.宿泊税の啓発徴収に係る経費等

北海道の検討状況について①

1 新税導入の必要性について

北海道観光が将来的にめざす姿を実現するため、施策の推進を強化する観点から、安定した観光財源の確保が必要

2 用途のあり方（イメージ）について

現行の「第5期北海道観光のくにづくり行動計画」（R3～R7年度）に掲げる北海道の姿を目指すため、施策の方向性を以下のように整理

- 1 観光の高付加価値化
- 2 観光サービス・観光インフラの充実・強化
- 3 危機対応力の強化

3 税率について

コロナ禍前の検討時点から基本的には定額制（一律100円）という税率案が出ていたが、市町村宿泊税と併せた負担感にも配慮しつつも中長期的な行政需要への対応のために税収を確保できる税率として、以下のような段階的定額制についても検討

1万円未満：100円，1万円以上5万円未満：200円，5万円以上：500円

北海道の検討状況について②

4 課税免除について

できる限り簡素な税制度とするため、免税点や個別の課税免除は設けず、教育旅行などへの政策的配慮は、新税の使途の中で検討

5 基金の運用イメージについて

税収見込みに応じ、徴税コストを差し引いた施策充当分を基金に繰り入れ、感染症や災害等、不測の事態への機動的財源として目標額を設定し、目標額に達するまで毎年度一定額を積み立て運用する

6 特別徴収義務者への配慮について

人手不足の中徴収事務を担っていただく事業者の負担を考慮し、支援内容を検討する。また、新税の導入に当たっては、制度趣旨を理解いただくため、十分な広報を実施する

7 新税の名称について

目的税としての意義をわかりやすく表す税目名として、コロナ前の検討で用いた「観光振興税」という名称を踏襲することを検討

新たな観光財源の使途について

方向性	項目
受入環境の充実	受入環境整備
	二次交通整備
	人材の育成
	宿泊事業者に対する支援
魅力の向上と発信	観光資源の開発と磨き上げ
	効果的な情報発信

徴税・賦課に係る費用	賦課システムの導入・改修費 制度周知に係る広告費 特別徴収義務者への徴収事務交付金 など
------------	---